兵庫県公報

平成25年7月16日 火曜日 第 2509 号

2 名

所

在 地

発 行 人兵 庫 県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目

	1 2	
○ 救急業務に関し協力する ○ 救急病院の認定(同) ○ 建設業者に対する行政 ○ 公共測量を実施する旨。 ○ 宅地建物取引業法に基。 ○ 市街地再開発組合の事。 ○ 道路の位置指定(建築。 公 ・ 特定非営利活動法人の	示 る旨の申出の撤回(医務課) 処分(県土整備部総務課) の通知(契約管理課) づく行政処分(都市政策課) 業計画の変更認可(市街地整備課) 指導課) 告 設立に係る認証の申請(県民生活課) 定款変更に係る認証の申請(同)	1 1 1 2 2 2 3 3 3
辞 ○ 三宅 知行 ············ 病院局公告 ○ 県立淡路看護専門学校I ○ 落札者等の公示(県立	令 ····································	10 10 14 14
教育委員会 ○ 入札公告(県立姫路工	公告 業高等学校)	14
	告示	
兵庫県告示第969号 救急病院等を定める省令 が、次の医療機関により指 平成25年7月16日	う(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の 敬回された。	
救急病院等を定める省令が、次の医療機関により指 平成25年7月16日 1 名 称 兵 所 在 地 洲 撤回年月日 平	う(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の 敵回された。	申出 三
救急病院等を定める省令が、次の医療機関により指 平成25年7月16日 1 名 称 兵 所 在 地 洲 撤 回 年 月 日 平	今(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の 数回された。 兵庫県知事 井 戸 敏 兵庫県立淡路病院 州本市下加茂1丁目6番6号 平成25年4月30日	三認定

称 兵庫県立淡路医療センター

洲本市塩屋1丁目1番137号

認 定 年 月 日 平成25年5月1日 認定の有効期限 平成28年4月30日

3 名 称 翠鳳第一病院

所 在 地 南あわじ市広田広田字畑田134番地1

認 定 年 月 日 平成25年7月1日 認定の有効期限 平成28年6月30日

兵庫県告示第971号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

^^^^^

平成25年7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 処分をした年月日

平成25年6月27日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 又 は 名 称 株式会社ケイビーエム 主たる営業所の所在地 丹波市氷上町柿柴333 代 表 者 の 氏 名 垣 内 和 明

許 可 番 号 兵庫県知事許可(般-23)第752211号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し

(土木工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可)

4 処分の原因となった事実

株式会社ケイビーエムの代表取締役は、平成25年3月7日に神戸地方裁判所柏原支部において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により懲役2年6月、執行猶予4年及び罰金200万円の判決を受け、同月22日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

兵庫県告示第972号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

^^^^^

平成25年7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

基準点測量 水準測量

2 作業期間

平成25年7月5日から同年9月30日まで

3 作業地域

姫路市大津区天満地区

兵庫県告示第973号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨阪神北県民局長から報告があった。

^^^^^

平成25年7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 株式会社総合企画 代表者氏名 辰 己 嘉 朗 事務所所在地 伊丹市荻野 3 —143

免 許 番 号 兵庫県知事(4)第202948号

免許年月日 平成20年7月24日

2 処分の内容免許の取消し

^^^^^

兵庫県告示第974号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、明石駅前南地区市街地再開発組合の事業 計画の変更について認可した。

平成25年7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 組合の名称

明石駅前南地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成24年10月から平成29年3月まで

3 施行地区

明石市大明石町一丁目、東仲ノ町及び本町一丁目各地区内の一部

4 事務所の所在地

明石市大明石町一丁目6番13号

5 組合設立の年月日

平成24年9月28日

6 変更認可の年月日

平成25年7月4日

兵庫県告示第975号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24西播位置 0016号	25. 7. 1	たつの市龍野町島田字微楽寺128番2の一部、 128番3の一部、128番5、同市龍野町島田字 瓜田129番の一部、131番の一部、129番地先水 路	6. 00	120. 98
第H25西播位置 0001号	25. 7. 2	たつの市龍野町日山字篠切111番の一部、125番の一部、126番3の一部、126番6の一部	5. 00	34. 99

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成25年7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人さくら福祉会
 - イ 代表者の氏名 岸 本 泰 宏
 - ウ 主たる事務所の所在地 赤穂郡上郡町山野里1389番地2
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対し、生活支援や社会参画を促進する事業を行うとともに、地域住民 との交流が持てる場をつくり、障害者や高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら安心して 暮らしてゆける、地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人森の子スポーツコミュニティ
 - イ 代表者の氏名 赤 木 登
 - ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市崇徳院2丁目107番地の10
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、青少年を中心とした地域住民に対して、スポーツやスポーツに関するイベントを通し、 体を動かす楽しさ、ともだちづくりなどを行い、障がいの有無を問わず、健康と心身の健全な育成に寄 与することを目的とする。

- 3(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人兵庫県予防法務協議会
 - イ 代表者の氏名 森 澤 武 雄
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区京町79番地
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、市民生活において発生しうる法的問題についての調査研究を行い対 応策を予め検討・提示することによって、市民生活の向上と社会全体の利益の増進に寄与することを目 的とする。

- 4(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人 P. U. Sバングラデシュの村を良くする会
 - イ 代表者の氏名 岩 下 八 司
 - ウ 主たる事務所の所在地 篠山市京町45番地10
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、バングラデシュの人々に対して、教育や生活支援に関する事業を行い、子どもたちに教育の機会を与えるとともに、家族の生活を支える衣食住の基盤を整えることで、その幸福に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人梵お墓参り支援センター
 - イ 代表者の氏名 岡 田 俊 明
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市上ヶ原四番町2番12号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者を中心にとする地域住民に対して、「ともに明るく生きる暮らしをめざして」の理念のもと、心のこもったお墓参りの支援活動やお墓参りの普及活動に関する事業を行い、福祉まちづくりに寄与することを目的とする。

- 6(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人華結
- イ 代表者の氏名 畑 中 ひろみ
- ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市荻野西1丁目2番18号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対する介護事業を行い、自立生活や社会参加を支援し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 7(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人C.O.N
 - イ 代表者の氏名 三 田 一 三
 - ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市潮江1丁目11番1-1501号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、人と猫が適正に共生できるための各種事業を行い、人と動物がともに生きるまちづくり、及び地域環境の保全に寄与することを目的とする。

- 8(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人エコキャッププラス
 - イ 代表者の氏名 室 田 篤 史
 - ウ 主たる事務所の所在地 高砂市中筋5丁目20番24号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、地域社会と共に不要物の再資源化を推進し、環境負荷の低減を図ることを目的とする。また、この法人は日本を含む世界中の子どもたち、被災者・被災地に対して、再資源化で得た収益をもって経済的支援を持続的かつ発展的に行うことを目的とする。

- 9(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ぽっかぽかランナーズ
 - イ 代表者の氏名 林 優 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市売布山手町6番1号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障がい者ランナー(以下「スペシャルランナー」という。)に対して、講習会や練習会等を通じて障がい者との交流を深めた伴走ランナーをマッチングさせ、マラソン大会への参加をサポートすることで、障がい者の自立支援と社会参加を目指したスポーツ活動やレクリェーション活動を推進し、地域社会において多様な人々が互いに尊重しあい共に生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。

- 10(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ワーキング n e t にしはりま
 - イ 代表者の氏名 小 谷 道 夫
 - ウ 主たる事務所の所在地 赤穂市上仮屋南17-12
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、社会的自立に関する事業を行い、社会参加に寄与することを目的とする。

- 11(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人灘水仙の里
 - イ 代表者の氏名 丸 野 登志子
 - ウ 主たる事務所の所在地 南あわじ市灘城方307番地
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、過疎化が進む農山漁村地域の住民に対して、社会福祉と国際交流に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

- 12(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 NPO法人セカンドライフ. JP
 - イ 代表者の氏名 稲 岡 睦 夫
 - ウ 主たる事務所の所在地 加古川市加古川町粟津1059番地
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、主にセカンドライフを始めている人に対して、その経験や能力を社会に還元するために それぞれが協力して、社会貢献を促進するコミュニティ機能を提供する。さらにシニアの充実した第二 の人生を作り上げるサークル活動や教育・研究・住環境整備する事業を行い、アクティブなシニア世代 が年齢に係わりなく世界中で活躍できる社会の創造に寄与することを目的とする。

- 13(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人青空 n e t
 - イ 代表者の氏名 田 中 正 一
 - ウ 主たる事務所の所在地 美方郡香美町小代区神水545-1番地
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、自然を舞台に繰り広げる野外教育の促進と、五感を使い自然の中で直接的に実践される 自然体験活動を通して得ることのできる感動や、自己の内的な発達など次世代を担う子ども達の健やか なる成長の機会を提供するとともに、安全な自然体験活動の実践と指導者の養成及び普及啓発活動等を 行い、もって国民のこころ豊かな心身の発達に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、(世界県民局、)、 次路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

^^^^^^

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成25年7月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人キッピーフレンズ
 - イ 代表者の氏名 一 樹 洋 彦
 - ウ 主たる事務所の所在地 三田市武庫が丘5丁目2番地C棟304号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもをはじめとする市民に対して、自然や地域社会に対する関心や興味を喚起するため、学習支援や様々な体験を通して夢や希望を提供する事業に取り組むとともに、公共施設の管理・運営を行い、関係団体とも連携を図りながら、自然や人とのふれあいを通して「対話と交流」を深め、環境の保全に寄与し、豊かな心を育む地域社会づくりに貢献することを目的とする。

- 2(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人環境創生研究フォーラム
 - イ 代表者の氏名 小 林 悦 夫
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区狩口台6丁目9-3-304
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、地球環境の保全・回復及び地域環境の修復・再生、創生等にかかる調査研究、情報の受発信、人材育成を行い、あわせて国内外の人的・組織的な交流と研究ネットワークを構築し、各種研究の支援を行うとともに、市民が主役となる新たな環境創生にかかる提言を行い、環境を基軸とした持続的な市民社会の実現に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人燦々
 - イ 代表者の氏名 吉 岡 賢 治
 - ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市城南町23番6号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人文化・福祉・人権サポートアエソン
 - イ 代表者の氏名 政 本 和 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 加古郡播磨町古宮236番地の4
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、特には地域住民の人々に対して、住民主導による多彩な芸術・文化・福祉・人権等に関する事業の企画及び実施、関係する諸団体の活動支援・交流などの事業を行うとともに、情報収集・発信につとめ、すべての人が健やかに暮らすことができる文化・福祉・人権がリンクしたまちづくりの増進に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人まちづくりステーションきらめき
 - イ 代表者の氏名 照 屋 盛 德
 - ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市千僧5丁目91番地1 10-205号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、21世紀を担う青少年及び一般市民に対して、文化、芸術、スポーツ及びレクリエーション活動を行う機会を提供することによって、青少年の健全な育成を図るとともに、市民が生涯、健康で明るい生活を、市民参加のもと、地域に根ざしたコミュニティの創造を図ることにより、誰もが、自分らしく輝いて生きることのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

- 6(l) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人芦屋ワールドピース倶楽部
 - イ 代表者の氏名 中 村 紀 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市大原町6-14
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、施設に入居している高齢者が安らかな日々を送れるように、また子どもたちが情操豊かで健やかに育つように、高齢者や子どもに対して、日頃研鑽した音楽やダンスを披露する非営利に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 7 (1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会
 - イ 代表者の氏名 植 本 勝 廣
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市西宮浜四丁目16番2号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県における漁業関係者と地域社会の理解の基に、公序良俗に基いて、秩序ある泊地利用と海洋性レクリエーションを楽しむ人々への各種啓発活動等を通じ、海洋性レクリエーションの健全な育成を図ることにより、地域の振興及び漁業との秩序ある共存に寄与することを目的とする。

- 8(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人出愛いの里福祉会
 - イ 代表者の氏名 備 谷 信 哉

- ウ 主たる事務所の所在地 姫路市伊伝居76番地の14
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 9(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人あんさんぶる
 - イ 代表者の氏名 井ノ上 勇二郎
 - ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市鴻池1丁目8-20-102
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害のある方々とその家族に対して、住み慣れた地域で一緒に暮らしていくために必要な生活支援に関する事業を行い、地域に根ざした支援を充実させ、社会及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 10(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人NiCCL西宮暮らしやすい地域をめざす会
 - イ 代表者の氏名 丸 田 芳 裕
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市田代町1番1号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、地域生活支援に関する事業を行い、地域生活の質の向上に寄与することを目的とする。

- 11(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人たつのおとしご
 - イ 代表者の氏名 佐々木 敏 晴
 - ウ 主たる事務所の所在地 たつの市神岡町東觜崎385番地1
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者やその家族に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者の福祉の向上と、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 12(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人PARIF
 - イ 代表者の氏名 山 田 良 一
 - ウ 主たる事務所の所在地 姫路市北平野台5番12号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、教師や保護者等、子どもの教育に携わる全ての人々に対して、具体的に教育技術を身につける事業、教師や保護者相互の情報提供事業、教育課題解決への相談事業等より高い教育観を構築できる事業を通じて、子どもたちにより質の高い教育環境を形成するとともに、子どもたちに学ぶ楽しさや充実した体験を与えることで、子どもたちのより健全な育成に寄与することを目的とする。

- 13(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人グリーンハイツ地区成年後見センター
 - イ 代表者の氏名 岡 康 榮
 - ウ 主たる事務所の所在地 川西市緑台6丁目1番地の85
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、成年後見制度の推進と援助に関する事業並びに高齢者の権利と財産保護に関する生活支援事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

- 14(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人いきいきシニアゼミナール
- イ 代表者の氏名 東 陽 子
- ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市売布二丁目11番1-302号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、高年者に対して、その生き甲斐作りに関する事業を行い、地域活動の発展や、世代間交流の促進に寄与することを目的とする。

- 15(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人さくらの家
 - イ 代表者の氏名 黒 田 廣 之
 - ウ 主たる事務所の所在地 加西市下芥田町149番地の1
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で生活している居場所を求めている障害者や社会復帰を目指している障害者の人々に対して、地域に根ざしたまごころのこもった助け合いの精神を持ち、社会参加促進や生活支援に関する事業を行い、障害者の社会的自立をすすめ地域住民と障害者が健やかに暮らせる地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 16(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人姫路心身障害市民懇話会
 - イ 代表者の氏名 岩 本 四十二
 - ウ 主たる事務所の所在地 姫路市白鳥台1丁目26番1号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者(児)及び高齢者に対して、保健、福祉に関する情報、サービスを提供する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 17(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人CAPセンター・JAPAN
 - イ 代表者の氏名 側 垣 一 也
 - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市門戸荘17-34 スマイルヴィラ105
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもを取り巻く社会に対して、CAP(子どもの人権を侵害するあらゆる暴力を許さない社会を創ることを目ざし、子どもが権利意識をもって、自分を守る力を高めるための人権教育プログラム)を広め、CAP活動を担う個人およびグループなどの支援を行うとともに、社会の根底にある子どもに対する差別の根本的解消を図り、子どもの権利擁護と暴力防止に関わる諸団体との連絡・交流・相互支援を行い、子どもの人権が尊重される社会の形成に寄与することを目的とする。

- 18(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人めふのお家
 - イ 代表者の氏名 中 江 幸 一
 - ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市売布3丁目9-17
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢、あるいは障害をもっても今までの生活、習慣、趣味などが継続できる社会がくることを望み、在宅の要介護者に対して、介護保険法・障害者自立支援法に基づく事業、生活支援・相談及び地域との交流に関する事業を行い、社会及び地域福祉の向上に寄与する。

- 19(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人神戸スイーツ学会
 - イ 代表者の氏名 加護野 忠 男
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区港島中町7丁目7番4号 株式会社ユーハイム内
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸スイーツをこよなく愛する一般市民に対して、神戸市を発祥の地として発展した神戸スイーツの歴史や産業としての今後の課題など、神戸スイーツの総合的研究を刊行物として発行する事業、学術発表会・ワークショップ・交流会・セミナー・イベントなどを開催する事業、食文化を豊かに彩る神戸スイーツへの理解を高めるスイーツ検定事業等を行い、神戸スイーツ産業をはじめとした、神戸地場産業並びに神戸の食文化の振興に寄与することを目的とする。

- 20(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ゆめ花館
 - イ 代表者の氏名 秋 山 紀 史
 - ウ 主たる事務所の所在地 神崎郡神河町粟賀町394-1
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般地域住民及び障害を持つ方とその家族に対して、小規模作業所の運営や障害者 自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、また施設内でのお互いのコミュニケーションや作品制作、 機能の進捗、そして地域の各種イベント等への参加及び企画運営の事業を行うことで、地域の障害者と その家族、一般地域住民の誰もが明るく安心して暮らせる地域の創出に寄与することを目的とする。

- 21(1) 申請受付年月日 平成25年6月28日
 - (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ICCC
 - イ 代表者の氏名 岡 田 智 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市寺本1-114
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者が地域で生き生きと暮らしていくために、生活支援及び社会参画促進に関する事業を通し個々のニーズにあった支援をすると共に、地域の中で精神障害者が暮らしやすい環境を作るために各機関と連携を持ちながら、地域がコミュニティーケアの機能を担うことができるよう働きかけるなど、地域の精神保健福祉向上に貢献することを目的とする。

辞 令

平成25年7月1日付

三 宅 知 行

兵庫県公安委員会委員に任命する

病院局公告

県立淡路看護専門学校跡地利用事業者選定に係る企画提案競技の実施

県立淡路看護専門学校の閉校後の跡地利用事業者を選定するため、下記のとおり企画提案競技を実施する。 平成25年7月16日

兵庫県病院事業

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 企画提案競技の概要
 - (1) 名称

県立淡路看護専門学校跡地利用事業者選定に係る企画提案競技

(2) 趣旨

県立淡路看護専門学校の閉校後の跡地については、引き続き、看護師養成所を運営できる法人を募集し、 応募者から提案された事業計画等を、別途設置する「県立淡路看護専門学校移譲先選定委員会」において 審査した上で、事業予定者を選定するものである。

③ 移譲予定日(看護師養成所開設予定日)

平成27年4月1日

平成27年3月31日までは、兵庫県病院局が県立淡路看護専門学校を運営するものとし、平成27年4月1日以降に土地・建物等の引渡しを行うこととする。

⑷ 移譲価格(売却価格)

123,000,000円

(5) 移譲の条件

ア 県立淡路看護専門学校を一括購入し、所有権を取得した上で、施設運営を行うこと。 施設運営に当たっては、地域の看護ニーズに対応することのできる看護師養成を目指すこと。

イ 看護師養成所開設後、原則として10年間は運営を継続すること。

また、提案時の設置・運営計画を変更する場合は、兵庫県病院局の承諾を得ることとし、土地・建物は、兵庫県病院局の承諾のない限り、看護師養成所開設後10年間は第三者に転売又は貸付けを行わないこと。

なお、上記に違反した場合は、売買代金の2割の違約金を徴収するものであること。

- ウ 専任教員・兼任教員及び実習施設は、提案者が責任をもって確保すること。
- エ 土地・建物は、現状のまま一体として、売却価格による有償譲渡とすること。
- オ 備品(教育用機器等)は無償譲渡とすること。
- カ 売買代金は、平成27年3月31日までに支払うこと。 なお、県有財産売買契約締結時に、売買代金の100分の10以上の契約保証金を支払うこと。契約保証金 は、売買代金の支払いに充当できるものであること。
- (6) 移譲に係る資産の概要

移譲の対象となる物件は、次のとおりであり、現状のまま譲渡を行うものとする。

ア 土地の概要

- (7) 所在地 南あわじ市広田広田656番1
- (4) 地目 学校用地
- (ウ) 実測面積 10,986.52㎡

イ 建物の概要

所在地番	種類	構造	延床面積(㎡)	建築年月
南あわじ市広田 広田656番1	学校本館	鉄筋コンクリート 造2階建	1, 821. 95	昭和51年6月
	プロパンガス庫	鉄筋コンクリート 造1階建	3. 12	昭和51年6月
	シャワー室	コンクリートブロ ック造1階建	12. 04	昭和51年6月
	職員公舎	鉄筋コンクリート 造2階建	261.71	昭和51年6月
	車庫	鉄筋コンクリート 造1階建	19. 25	昭和54年5月
合 計			2, 118. 07	

(7) 提案を求める内容

- ア 事業方針……設置目的、教育理念、専任教員・実習施設の確保等
- イ 運営計画……教育課程、定員、納付金、カリキュラム、人員配置計画等
- ウ 地域貢献計画……地元進学者、地域医療機関、地域社会への貢献等
- エ 開設までのスケジュール……設置認可申請、学生募集、広報、入試日程等
- 才 資金計画……年度別資金収支予算

2 応募資格

応募資格は、引き続き看護師養成所を運営できる内国法人とする。ただし、次の者は提案者になることができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者
- (2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 (ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定

がなされている場合はこの限りではない。)

(3) 法人税、消費税、地方消費税又は法人事業税等について未納の税額がある者

3 募集手続

(1) 事務局

兵庫県病院局経営課経営係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁西館2階)

電話 (078) 362-3301 FAX (078) 351-2883

電子メールアドレス byouinkeieika@pref.hyogo.lg.jp

② スケジュール (予定)

平成25年7月16日(火)~同年8月6日(火)······募集要項配布

平成25年7月16日(火)~同年8月7日(水)・・・・・・・・現有施設見学会参加申込み

平成25年7月16日(火)~同年8月16日(金)・・・・・・・・質疑受付

平成25年7月16日(水)~同年8月30日(金) · · · · · · 質疑回答

平成25年8月9日(金) ……現有施設見学会

平成25年8月12日(月)~同年9月13日(金)・・・・・・・・・提案申込み受付

平成25年9月下旬 · · · · · · · · · 提案審査

平成25年10月下旬 · · · · · · · · · · · 基本協定締結

平成25年10月下旬 · · · · · · · · · 契約協議開始

平成25年11月上旬~契約締結 …………………………県有財産売買契約締結

平成27年4月1日 ・・・・・・・・・・土地・建物等の引渡し

③ 募集要項の配布場所及び配布期間

ア期間

平成25年7月16日(火)から同年8月6日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ。

ウ インターネットからのダウンロード

平成25年7月16日 (火) から同年8月6日 (火) まで

(http://web.pref.hyogo.lg.jp/bk03/awajikansen25.html)

(4) 質疑書の提出

ア期間

平成25年7月16日(火)から同年8月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。ただし、郵送の場合は、期間内に必着のこと。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

所定の様式に簡潔にまとめ、持参又は郵送にて提出すること。また、併せて電子データを電子メール 等により送付すること。口頭又は電話等による質疑は受け付けない。

工 回答方法

質疑書を提出した者か否かを問わず、提案申込者全員に文書により随時回答する。

⑤ 現有施設見学会

アー日時

平成25年8月9日(金)(時間については、別途通知する。)

イ 場所

県立淡路看護専門学校 南あわじ市広田広田656番1

ウ参加方法

平成25年8月7日(水)午後5時までに所定の現有施設見学会参加申込書を兵庫県病院局経営課経営係宛てに提出すること。

※ 持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれも可とする。

(6) 提案書類の提出

アー日時

平成25年8月12日(月)から同年9月13日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。ただし、郵送の場合は、期間内に必着のこと。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送にて提出すること (期間内に必着のこと。)。

工 提出書類

募集要項に定める。

- 4 事業予定者の選定
 - (1) 選定方法

選定は、「県立淡路看護専門学校移譲先選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

② 審査結果の通知

審査の結果は、郵送により各提案事業者に通知する。

なお、審査内容に対する質疑等は受け付けない。

(3) 事業予定者の決定

事業予定者及び次順位事業予定者は、委員会の選定結果に基づき、兵庫県病院局が決定する。

(4) 決定後の取扱い

選定された事業予定者は、県有財産売買契約協議及び事業実施について、基本的事項を定める基本協定 を兵庫県病院局と速やかに締結し、協議を開始する。

- 5 その他
 - (1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

② 提案に当たっての留意事項

ア 募集要項の承諾

提案事業者は、提案募集申込書の提出をもって、本募集要項の記載内容等を承諾したものとみなす。

イ 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とする。

ウ 提出書類修正等の禁止

兵庫県病院局が認めた場合を除き、提案された内容を変更することはできない。

工 著作権

提案書類等の著作権は、提案事業者に帰属する。ただし、兵庫県病院局は、募集事業に関する報告等のために必要な場合には、提案書類の内容を無償で使用できるものとする。

オ 提案書類等の公表

兵庫県病院局は、提案書類その他提案事業者から提出された書類は公表しない。ただし、提案の概要 については公表する場合がある。

カ 提案書類等の取扱い

兵庫県病院局は、提案書類及びその他提案事業者から提出された書類は返却しない。

キ 提案の無効に関する条項

提案事業者が次のいずれかに該当する場合、その者が行った提案は無効とする。なお、この場合において新たな提案は認めない。

- (7) 本募集要項に違反した場合
- (4) 著しく信義に反する行為を行った場合
- (ウ) 虚偽の記載のある提案を行った場合
- (エ) その他提案のあった計画を遂行するにふさわしくないと契約担当者が認めた場合
- (3) その他

詳細は、募集要項による。

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 平成25年7月16日

^^^^

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立加古川医療センター院長 千 原 和 夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

遠隔操作型内視鏡下手術システム 一式

2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地

兵庫県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203番地

3 落札者を決定した日

平成25年5月17日

4 落札者の名称及び住所

株式会社アダチ 大阪市中央区内平野町3丁目2-10

5 落札金額

346,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成25年4月30日

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

^^^^^^^

平成25年7月16日

兵庫県病院事業 契約担当者 兵庫県立尼崎病院長 藤 原 久 義

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - 生体情報モニタリングシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地 兵庫県立尼崎病院 尼崎市東大物町1丁目1番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年6月12日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社MMコーポレーション 東京都文京区本郷3丁目4番6号

5 随意契約に係る契約金額

42,525,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告をした日

平成25年4月30日

8 随意契約をした理由

政府調達に関する協定第15条第1項(a)による。

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成25年7月16日

契約担当者

兵庫県立姫路工業高等学校長 雨 河 祐 二

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県立姫路工業高等学校で使用する電気 予定使用総電力量 1,338,711キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成25年11月1日(金)から平成28年10月31日(月)まで

⑷ 履行場所

姫路市伊伝居600-1

兵庫県立姫路工業高等学校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 (以下「名簿」という。)に登録されている者又は登録されていない者で入札参加申込期間の最終日(平成 25年8月1日(木))までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- ⑥ 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針(平成22年8月4日施行)」を満たす者であること。
 - ア 「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した合計点数が70点以上であること。
 - イ 前年度において電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号) 第8条第1項の規定による勧告を受けていないこと。
- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
 - (1) 交付期間

平成25年7月16日(火)から同年8月1日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒670-0871 姫路市伊伝居600-1

兵庫県立姫路工業高等学校事務室 担当 八瀬

電話 (079) 284-0111

- 4 入札参加申込書、入札書の提出期間
 - (1) 入札参加申込書の提出期間

平成25年7月17日(水)から同年8月1日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

③ 入札・開札の日時及び場所

日時 平成25年8月29日(木)午後1時30分

場所 兵庫県立姫路工業高等学校 2階会議室(姫路市伊伝居600-1)

(4) 入札書の受領期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年8月26日(月)午後4時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年8月23日 (金)午後4時までに納入しなければならない。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県立姫路工業高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険 証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額 (入札書記載金額の100分の105) の100分の5未満であるときは当該入札が無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国(公社及び公団を含む。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共団体と 種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し た実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- ア 保険会社との間に兵庫県立姫路工業高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険 証書を契約保証金に代えて提出した場合。
- イ 過去2年間に国(公社及び公団を含む。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共団体と 種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し た実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。
- (4) 入札参加者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記 2 (5) 及び (6) に示した電気の供給を 実施できることを証明する書類を添付して、平成25年 8 月 1 日 (木) 午後 4 時までに提出すること。
 - イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明 を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納付されている こと。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す 保険期間まであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
 - ケー入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオ

に違反し無効となった者以外の者

- サ 落札金額が200万円 (消費税込) を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を 落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった 者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違 反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

- (8) 落札者の決定方法
 - ア 入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Yuuji Amekawa, Principal of Hyogo Prefectural Himeji Technical High School

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 1,338,711 kWh/3 years

(3) Fulfillment period:

From November 1, 2013 through October 31, 2016

(4) Location:

600-1 Idei, Himeji-shi, Hyogo 670-0871

Hyogo Prefectural Himeji Technical High School

(5) Deadline for tender:

16:00 August 26, 2013 by mail

13:30 August 29, 2013 by direct delivery

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Yase, Administrative Office, Hyogo Prefectural Himeji Technical High School

600-1 Idei, Himeji-shi, Hyogo 670-0871

TEL (079) 284-0111